

令和元年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第2回定例会 11月22日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

令和元年第2回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
定例会会議録

令和元年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和元年11月22日（金）午前10時開議

- 第1 追悼演説
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 一般質問
- 第6 報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 第7 報告第2号 平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
- 第8 議案第1号 奥州金ケ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 第9 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第10 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第11 議案第4号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第12 議案第5号 奥州金ケ崎行政事務組合消防本部手数料条例の一部改正について
- 第13 議案第6号 奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給条例の一部改正について
- 第14 議案第7号 原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについて
- 第15 議案第8号 令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第9号 令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第10号 平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第11号 平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

本日の会議に付した事件

- 第1 追悼演説

- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 一般質問
- 第6 報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 第7 報告第2号 平成30年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告について
- 第8 議案第1号 奥州金ヶ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 第9 議案第2号 奥州金ヶ崎行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第10 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第11 議案第4号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第12 議案第5号 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部手数料条例の一部改正について
- 第13 議案第6号 奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給条例の一部改正について
- 第14 議案第7号 原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについて
- 第15 議案第8号 令和元年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第9号 令和元年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第10号 平成30年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第11号 平成30年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定について



出席議員（13名）

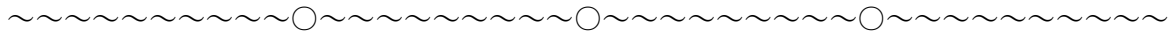
- |   |     |           |  |  |
|---|-----|-----------|--|--|
|   | 議 長 | 阿 部 加代子 君 |  |  |
| 1 | 番   | 小野寺 満 君   |  |  |
| 2 | 番   | 高 橋 浩 君   |  |  |
| 3 | 番   | 千 葉 康 弘 君 |  |  |
| 4 | 番   | 瀬 川 貞 清 君 |  |  |
| 5 | 番   | 高 橋 晋 君   |  |  |
| 6 | 番   | 廣 野 富 男 君 |  |  |

- 7 番 有 住 修 君
- 8 番 小野寺 重 君
- 9 番 今 野 裕 文 君
- 10 番 渡 辺 忠 君
- 11 番 千 葉 正 男 君
- 12 番 千 葉 和 美 君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

|           |              |           |
|-----------|--------------|-----------|
| 管 理 者     | 奥 州 市 長      | 小 沢 昌 記 君 |
| 副 管 理 者   | 金 ヶ 崎 町 長    | 高 橋 由 一 君 |
| 副 管 理 者   | 奥州市副市長       | 及 川 新 太 君 |
| 監 査 委 員   |              | 朝 倉 栄 君   |
| 事 務 局 長   |              | 高 橋 喜代志 君 |
| 企画総務課長    |              | 及 川 勝 博 君 |
| 施設管理課長    | 兼長寿命化事業推進室長  | 菅 原 優 君   |
| 会計管理者     | 兼水質管理課長      | 千 葉 美 隆 君 |
| 消 防 長     |              | 阿 部 保 之 君 |
| 消 防 次 長   | 兼消防総務課長      | 千 田 光 男 君 |
| 消 防 次 長   | 兼予防課長        | 平 裕 司 君   |
| 消防救急課長    |              | 小野寺 和 則 君 |
| 水沢消防署長    |              | 千 葉 直 君   |
| 江刺消防署長    |              | 菊 池 亮 君   |
| 消防救急課主幹   | 兼危機管理室長      | 菅 野 一 美 君 |
| 消防救急課主幹   | 兼通信指令室長      | 岩 佐 真 一 君 |
| 企 画 総 務 課 | 課長補佐兼介護医療係長  | 松 田 好 正 君 |
| 企 画 総 務 課 | 課長補佐兼財政係長    | 菅 原 敏 幸 君 |
| 施 設 管 理 課 | 長寿命化事業推進室長補佐 | 岩 淵 充 君   |
| 施 設 管 理 課 | 課長補佐兼管理係長    | 馬 場 隆 君   |
| 水 質 管 理 課 | 課長補佐兼水質保全係長  | 藤 原 文 司 君 |
| 水 質 管 理 課 | 課長補佐兼浄水係長    | 廣 野 克 哉 君 |
| 消 防 総 務 課 | 課長補佐兼人事係長    | 志 和 純 君   |
| 企 画 総 務 課 | 企画総務係長       | 佐 藤 由 雄 君 |
| 施 設 管 理 課 | 長寿命化事業推進室主査  | 鈴 木 伸 司 君 |





議 事

午前10時 開議

○議長（阿部加代子君） これより令和元年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員です。直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第1、去る7月3日にご逝去されました故明神キヨ子議員に対し弔意を表するため、追悼演説を行います。

2番高橋浩議員。

〔2番高橋浩君登壇〕

○2番（高橋浩君） 追悼の言葉。去る7月3日に急逝されました故明神キヨ子議員に対しまして、私はここに、同僚の皆様のご同意を得て議員一同を代表し、謹んで追悼の言葉をささげるものであります。

私たち組合議会議員一同は7月4日、あなたの余りにも突然の訃報に我が耳を疑い、ただただ驚くばかりでありました。

思えば、あなたはことしの3月に一度体調を崩され1カ月ほど入院されていたことがあり、検査入院としか聞かされておらず、詳しいことはよくわからなかったのですが、その後無事退院され、ほどなくして議員活動も再開されました。後でお伺いしたところでは、命にかかわる大きな病であったとのことでした。あなたは、非常に気丈な方でしたので、大病を患いながらも最後まで議員としての職責を全うしたいとの思いから無理をなされ、結果としてそれが突然にして不帰の客になられた原因となったのではないかと思うと、本当に悔やまれてなりません。

あなたは、平成30年3月に奥州市議会議員に初当選し、奥州金ケ崎行政事務組合議会議員となられ、以来議員としてすぐれた知性と洞察力に加え清廉潔白なお人柄で、持ち前の研究心を発揮し住民福祉の向上に寄与してこられました。

しかしながら、議員活動は1年3カ月余りと短く、これからますますのご活躍を期待していただけない、志半ばでお亡くなりになられた無念さを思うと、まことに痛恨の念にたえません。

あなたには、組合議会議員として衛生、常備消防、広域水道などの奥州市民及び金ケ崎町民の生活基盤に密着した広域行政にご指導いただき、住民福祉のより一層の向上に向けてあなたのお力が必要とされるときに突然としてご逝去なされましたことは、組合議会はもとより奥州金ケ崎行政事務組合にとっても大きな損失であり、心から悔やまれてなりません。

議員として活動された期間は短かったものの、議員になられる前からJ A江刺初の女性理事や奥州商工会議所の女性会会長、さらには消防分野では胆江地区婦人消防連絡協議会の会

長を歴任されるなど、さまざまな分野で先頭に立ち活躍されてきた経験を生かし、1期目の議員とは思えないほどの幅広い知見に基づき、その職責を十二分に全うされてこられました。

奥州市議会から選出された組合議員としてともにまちづくりに取り組んできた者として、知性温厚にして卓越した見識と高い指導力を有する明神さんの存在に大いに刺激を受けていたところであり、帰らぬ旅路につかれたことはまことに痛恨のきわみであります。

今日、国も、地方自治体もそのあり方が根本から問われ、私たちに課せられた責務はますます重大さを増してきております。このような大事な時期にあなたを失ったことは、ご遺族の悲しみはもとより、組合議会並びに奥州市及び金ヶ崎町の住民にとってもまことに残念でなりません。今は何を申し上げてもあなたには届かないかもしれませんが、あなたが広域行政発展のためにささげられましたとうい精神と功績は永遠に当組合の歴史にとどめられるものと存じます。

ここに謹んで故明神キヨ子議員のありし日の誠実なお人柄と数々のご遺徳をしのび、本議書を代表して衷心より追悼の意をささげ、心からご冥福をお祈りし、追悼の言葉といたします。

令和元年11月22日、奥州金ヶ崎行政事務組合議会議員、高橋浩。

7月4日のあの日、集合場所には明神さんはあられませんでした。心配した私と職員と女性従業員と部屋に向かい発見したときの悲しみとショックは、今思い出しても言葉になりません。

しかしながら、最後まで議員であり続けたい、その職責を全うしようと、あの体で前の週も視察でご一緒いたしました。非常に苦しそうに歩いているお姿も拝見いたしました。

しかしながら、最後の明神さんのお顔はとても安らかなお顔をしておられました。たくさんの苦労や悲しみから解放されたような顔をしておられました。

私は、あのような方と同僚となり、行政に携わることができたことを誇りに思います。ありがとうございます、明神キヨ子さん。これからもどうぞ奥州金ヶ崎行政事務組合並びに奥州市、金ヶ崎町の行く末をお守りください。ありがとうございました。

○議長（阿部加代子君） これより、故明神キヨ子議員の冥福をお祈りし、黙禱を行います。

〔黙 禱〕

○議長（阿部加代子君） 暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前10時12分 再開

○議長（阿部加代子君） 再開いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、11番千葉正男議員、12番

千葉和美議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りといたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第4、諸般の報告を行います。

行政視察報告及び監査報告は、お手元に印刷配付のとおりであります。これに対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案等13件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第5、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、6番廣野富男議員。

〔6番廣野富男君登壇〕

○6番（廣野富男君） おはようございます。6番廣野富男です。

一般質問に先立ちまして、故明神キヨ子議員のご逝去に対し改めて心からご冥福をお祈り申し上げます。

また、台風19号による災害を受けられた被災地の皆様にはお見舞いと一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、さきに通告しておりました台風19号の教訓と今後の対応について、とりわけ北上川氾濫等による大規模浸水被害時の対応について管理者にお伺いをいたします。

記録的な豪雨により甚大な被害をもたらした台風19号は、死者98名、行方不明者3名、全壊・半壊を含めた住宅災害が8万5,666戸、河川の決壊・氾濫は16都県の301河川にも及びました。昨年の西日本豪雨を超える記録的な豪雨災害と、まさに想像を絶する災害となりました。

この間、長野市消防局に千曲川が氾濫した10月13日に寄せられた119番は、ふだんの8倍に当たる540件に上ります。一時119番がつかない状況の中、ツイッター上ではハッシュタグ台風19号長野県被害とタグつきで救助を求める投稿が2,000件以上あったそうであります。

一方では、台風による災害ごみが各地で山積みになっており、ごみの総量は西日本豪雨の190万トンを超える見通しで、処理に数年かかると新聞各社が報じておりました。

また、福島県郡山市では富久山クリーンセンターの電気系統が水没し、モーターなど機械類が故障し、復旧のめどが立っていない状況と伺っております。

近年日本各地で大規模な自然災害が頻繁に発生しており、これらにより多くの人命や財産などが失われており、大規模な自然災害は広い範囲に甚大な被害を及ぼすだけでなく、復旧に長い年月と膨大な労力が必要となります。このため、私たち自身常に災害が起こり得るという認識に立って、日ごろからの防災・減災のための対策や訓練を重ね、防災に努めておくことは、市民・町民の人命と財産を守るため大変重要なことと考えております。

そこで、当地域でも起こり得る水害に備え、このたびの台風19号を教訓に、改めて当組合が整備している施設設備や体制を検証し、今後の備えをすべきとの観点から、次の3点について伺いをいたします。

初めに、被災による救助要請への対応とSNS要請への対応方針についてであります。災害時に119番通報が集中し、つながらないという事例が長野県であったわけですが、つながらないときの救助要請はどのように対応したらよいのか。また、SNS情報により50件ほど救助されたとの報道もされていましたが、当消防本部においてSNS要請への対応ができる状況になっているのか、伺いをいたします。

2点目ですが、水難救助用資機材の点検状況と整備方針についてであります。水難救助用資機材の配備状況と、あわせて台風19号のような大規模な水害により北上川が氾濫し、江刺側への交通が寸断された場合、江刺消防署に水難救助資機材が配備されていないようですが、対応は大丈夫なのか、伺いをいたします。

3点目ですが、災害廃棄物処理計画の検証状況と課題について、3項目伺いをいたします。1つは、奥州市がことし2月に災害廃棄物処理計画を策定しており、災害規模や災害廃棄物の発生量を想定しているということだが、災害が発生した場合、当衛生センターごみ焼却施設ではどれぐらいの受け入れができる能力があるのか。また、災害廃棄物の受け入れに係る課題はどのようなものがあるのか。

2つ目は、過去の災害廃棄物の受け入れ実績とその状況はどのようになっているか。

3つ目は、当衛生センターの立地場所は北上川に隣接しており、奥州市のハザードマップでは0.5から3メートル未満の浸水想定区域となっていますが、過去に河川の氾濫により浸水被害が発生したことがあるのか、また組合として浸水対策をどのように考えているのか、それぞれ伺いをいたします。

登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 廣野富男議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、119番通報が集中した場合つながらないなどという懸念はないのかというご質問ですが、住民が助けを求める119番通報がつながらないということは決してあってはならないことと捉えています。

その上で、平成28年6月から運用開始した県央消防指令センターには119番回線が22回線整備され、全回線が同時に使われることによる不通はないものと考えております。しかし、万が一障害により県央消防指令センターで119番通報を受信できなくなった場合に、直ちに水沢消防署で119番通報を受信できるバックアップ体制も整えており、万全を期していると考えております。

次に、SNSによる災害時の要請に対応できるのかというご質問にお答えをいたします。SNSとはインターネットを使って人々と交流できるサービスであり、情報の発信、共有、拡散を行うツールと理解をしております。

先月の台風19号が上陸したときに、ある自治体では防災情報の発信に使用していたツイッターに情報が多く寄せられ、その情報を消防や自衛隊に伝えることでおおよそ50件の救助につながったとの報道がございました。このことは、SNSの発信場所の特定ができないことや事実と異なる情報が出回るなどの懸念もあるものの、SNSの機能が災害対応において有効に働いた実例と捉えているところであります。当管内においてもSNSを活用した災害時の対応について検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、水難救助用資機材の配備状況についてであります。全署所に救命浮環と救命胴衣を配備し、さらに水沢消防署に船外機つきゴムボート1そう及び手こぎ式ゴムボート1そう、水難事故対応部隊の装備、資機材を配備しております。

水難救助用資機材の点検については、毎日点検を行うとともに、船外機つきゴムボートについては船舶安全法で定められている検査をしっかりと受けております。

また、多発、巨大化する水害時の救助手段となるボートを含めた資機材の整備については、現有資機材で不足はないか、検討もしているところであります。

水害発生時の対応については、消防長に答弁いたさせます。

次に、胆江地区衛生センターのごみ焼却施設における災害廃棄物の受け入れ、処理能力についてお答えをいたします。

奥州市の災害廃棄物処理計画において推計をしておりますように、胆江地区衛生センターのごみ焼却施設では通常の年間廃棄物焼却量3万8,000トンに加え2万8,000トンを焼却処理できる能力を持っているということでございます。

胆江地区衛生センターのごみ焼却施設は、通常1炉の交互運転で焼却をしており、休ませている炉につきましては炉内の点検、傷んでいる箇所の補修などを行っております。補修、点検の期間を除き、休炉期間を短縮した場合、さらに2万8,000トンの廃棄物を焼却する余裕があるということでもあります。2万8,000にまた2万8,000ではなく、3万8,000トンプラス2万8,000トンという意味でございます。その2万8,000トンは、交互運転のその状況をフル稼

働ることによって余力として2万8,000トンの能力があるというふうはこの場では言い直します。

ただし、胆江地区衛生センターのごみ焼却施設は現在基幹的設備改良工事の施工中であり、1炉のみの稼働状況となっております。災害廃棄物の受け入れについては、令和3年3月の工事完了までは、プラス2万8,000トンというふうな分については完成時までは能力を發揮できないという状況であります。

災害廃棄物を受け入れる際の課題ではありますが、最も重要なことは、住民皆様に対し十分な説明を行い、ご理解とご協力をいただくということであり、このことが最も大きな課題であり、大切なことであると考えております。

次に、過去の災害廃棄物の受け入れ実績等についてお答えをいたします。胆江地区衛生センターのごみ焼却施設では、平成23年に発生いたしました東日本大震災時において大槌町の災害廃棄物を平成24、25年の2カ年で3,226トン焼却処理した実績がございます。この大槌町の災害廃棄物の受け入れにつきましては、十数回に及ぶ住民説明会等を開催し、住民皆様のご理解とご協力を得ることにより可能になったものであります。

最後に、胆江地区衛生センターの過去における浸水被害等についてのご質問であります。議員ご指摘のとおり、ここ胆江地区衛生センターは奥州市のハザードマップにおいて洪水浸水想定区域に含まれております。

衛生センターが過去に浸水被害を受けたことがあるかということにつきましては、この左倉河仙人地区に設置して以来、浸水被害をこうむったことは一度もございません。

なお、施設周辺にお住まいの方々には胆江地区衛生センターのこの場所が過去に浸水した記憶などはないとお聞きをしているところであります。

ただし、ここ数年の自然災害につきましては想定を超える規模となっており、組合が所有する重機を活用し、万が一の場合には土嚢による浸水防止対策をとるなど、組合自身が独自に施設を守る対策を検討していかなければならない、このように考えているところでございます。

私からは以上であります。

○議長（阿部加代子君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 6番廣野富男議員のご質問にお答えいたします。

中小河川が氾濫するような状況下におきましては、江刺消防署を含め全署所に配備してございます救助用資機材及び最大8.7メートルまで伸ばすことができます3連ばしご等を活用し、一時的な救出及び搬送等の救助活動に当たります。

また、北上川にかかる橋が崩れるなど交通が寸断するような場合では、水沢消防署から近隣市町の使用可能な橋を利用し災害現場に向かうとともに、水沢羽田地内に小型船舶3艘を配備してございます奥州市消防団水難救助隊と連携、協力しながら救助活動に当たります。

孤立した場所で救助を求めている場合には、岩手県防災ヘリコプターの要請、さらに県内

の消防相互応援に係る協定に基づき県内消防本部に対して応援要請を行い、対応していく考えでございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 6番廣野富男議員。

○6番（廣野富男君） ありがとうございます。

それでは、質問が逆になるかもしれませんが、水難救助用資機材の件につきまして、まず先に質問させていただきます。今お聞きしますと、ボートが3艘あるということなので、これは当然消防署が所有しているボートではないわけですか。きのう31年版が届いたので、古い30年版の消防年報を見ますと、今お話があったようにゴムボートと船外機は確かにあると。あるのですが、配備場所は水沢署しかないということなので、北上川が氾濫するというのは、複数決壊するとかあり得ないのだろうなどはと思いますが、その場合の被害というのは広範囲に広がっていくだろうということを想定した場合に、やはり北上川の東側といいますか、江刺側にもボート、船外機付きのボートになるのか、ゴムボートになるのかわかりませんが、これは今回の全国の災害状況を見ますとやはり必要ではないかということで、これはぜひ配備する方向でご検討いただきたいなというふうに思っております。

あわせて、この一般質問するに当たってネットで機器資材というのはどういうものがあるのかなということでもちょっと見てみたのですが、ボートもいいのですが、最近では水上バイクというところも配置とか、あるいはラインスローワーという索発射銃といいますか、要は対岸から銃でロープを発射する、これかなりの距離出るようではありますが、こういう道具とか、最近では、ことしの10月に発売になったようでもありますけれども、遠隔操作型救命浮き輪、ドルフィンワンというのが10月から発売されたようでもあります。ちなみに98万ぐらいというような定価のようでもありますけれども、こういう機材をぜひ、今すぐ配備しろという話ではないのですが、これについては水沢側、江刺側それぞれ年次的に整備してほしいと思うのでありますが、ここら辺の整備の考え方についてひとつ伺いをいたします。

SNSの対応であります。これも新聞報道ですから実際それで対応するといった場合どれぐらいの陣容が必要なのかと、たしか長野県の事例だったと思いますけれども、相当な人員が対応したということなのですが、現在の職員体制の中でSNSにどれぐらいが対応できるのかなというのはちょっと懸念されまして、今後このSNSの対応についての考え方というのですか、その体制をどういうふうにとっていくか、まるっきりとらないのかということも選択肢としてはあるかもしれませんが、その点の考え方等ひとつ伺いたいと思いますし、これは水沢本部といいますか、消防本部のみならず、それぞれ各消防署連携の体制も構築しなければならないのではないかとこのように思うのですが、基本的な考え方をひとつ伺いいたします。

3点目ですが、そのハザードマップ上ここはどれぐらいの位置にあるのかわかりませんが、今の答弁では過去に、恐らく過去というのは昭和22年ですか、アイオン・キャサリン台風の

ときは大丈夫だったということなのかもしれませんが、そのハザードマップ上で見る限り、当然ここは水没する可能性は非常に高いと。そうしますと、先ほどの福島県の事例のような、要は焼却処理あるいは搬入すらできないということを考えますと、これは岩手県になるのか、国交省なのかわかりませんが、こちらの南側というのですか、こちらのセンター寄りにやはり堤防を築堤するという要望とか、あるいは今施設を整備しているわけでありますが、将来的に移転も考えなければいけないのではないかと若干考えたところではありますが、その点の考え方について伺いをいたします。

以上であります。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 消防の部分に関しましては消防長のほうから、それからあと具体的に分については担当のほうからお答えをさせていただきますが、移転あるいは築堤の関係につきましても、北上川流域の奥州市分につきましても国土交通省のほうには、順番はあるものの無堤地帯につく築堤をお願いをしているということはこれまでも、そしてこれからもしっかりと対応していく。

なお、この状況については国土交通省河川局も理解をしているということでございます。順番からすると、一関の遊水池の完成、そして衣川・前沢地区の無堤地帯のさらなる整備・強化というふうな順番になるわけでございますけれども、ここについての無堤であるという認識と、それを整備しなければならないという認識は、国土交通省のほうでもお持ちいただいているということでございます。

また、移転等々につきましても、大きな将来的な課題であるというふうな部分として捉えているところでありますけれども、現状において今まさに長寿命化の工事がいよいよ完成しようという時期でございますので、つくり上げたこの施設を有効期間、しっかりと効率的に有効活用していくというところにまずはエネルギーを注ぎ、そして次なる計画については適切な時期を見定めて広く多くのご意見を聞きながら検討していくという段取りになろうかということでございますので、今時点での移転というふうな分については考えていないと。申し上げたとおり先々の話として課題として捉えているということでございます。

○議長（阿部加代子君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 6番廣野議員の再質問にお答えいたします。

ボートにつきましては、常備消防で2艘、奥州市消防団水難隊で3艘、これが北上川の西で2つ、東側で3つというような形で考えてございます。

全署所へボートを配備してはどうかというふうなお尋ねでした。大規模河川の氾濫はもとより、大規模河川に流入する中小河川、これが大規模河川が水位が上がった際にはききれない、流れ込みできなくてあふれる、いわゆるバックウォーター、逆流という形ですが、これで水深が10センチ、20センチ、30センチでも災害弱者の方が避難に困難を来すと、当然そういうこともあろうかと思えます。その際に有効なのが、船外機がなくても簡易的なボートで

も、それは避難所までの搬送あるいは高台への移送に有効な機材と考えられることから、今後検討してまいりたいと思っております。

議員から紹介ございました救命索発射銃、これは消防本部で1丁装備しております。細いロープを圧縮空気で飛ばすものでございます。大体100メートルくらいは飛ぶのではないかと。ロープのほかに救命浮環、これは着水した際に、圧縮した小さいボンベつけてございますので、これが着水によって浮き輪を膨らませて、助けを求めている方の救命ツールとして有効と捉えており、1つ装備しております。

また、ドルフィンワンに係る関係につきましては今後の整備の計画に盛り込んだ上で検討を進めてまいりたいと考えております。

また、SNSの関係でございます。119番の関係は、現在盛岡、北上、当方と3消防本部ということで3消防本部で共同利用しております県の処理センターのほうで、圏域に70万人の方が住んでいらっしゃいます。そういった中で119番、先ほど管理者から答弁ございましたとおり、22回線、一時的に22回線ほど119番を受け付けする指令員、ベテランでございますので、1通報につきまず1分かけないで処理できるというふうに考えております。

その上でSNSの対応の窓口をどこに設置するか、いわゆる県の消防指令センターでスタッフ28人駐在させておりますので、28人で処理するのは処理として有効なのか、あるいは消防本部単位で当方14万弱の住民の方がいらっしゃいます。消防本部単位で処理していくほうが有効なのかを含めて今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部加代子君） 6番。

○6番（廣野富男君） 以上です。

○議長（阿部加代子君） 次に、4番瀬川貞清議員。

〔4番瀬川貞清君登壇〕

○4番（瀬川貞清君） 4番瀬川貞清です。通告しております2件について、管理者に質問をいたします。

第1に、消防の体制についてであります。消防関係者の皆さんには、常日ごろ住民の生命と財産を守るために日夜ご奮闘されておりますことに、心からの感謝と敬意を表するものであります。

最初に、風水害対策についてであります。前回の定例会から約6カ月が経過をいたしております。前回定例会でも同僚議員が質問をしておりますが、その後にも大きな災害が発生しておりますので、改めて私からも質問をさせていただきます。全国的には連続する台風・風水害被害が続いておりますが、特に当地域では台風19号の襲来に伴い、奥州市の場合10月12日午後2時10分、警戒レベル3、避難準備、高齢者等避難開始が発令され、午後11時15分、警戒レベル4、避難勧告が発令される事態となりました。この場合、消防としてはどのような体制をとり、どう行動されていたのでありましょうか。全員協議会で示された資料では、警戒警防本部設置状況の資料がありますが、昨年までの資料となっておりますので、詳しく

お知らせください。また、連続する自然災害に当たって教訓としていることがあればお示しをしてください。

次に、このこととの関連で消防本部の体制を強化すべきではないかということで、改めて質問をいたします。同僚議員が昨年10月と2月に質問をしております。それに対して管理者はしっかりと検討してまいりたいという答弁になっておりますので、検討の到達点をお聞きます。1つは、立入検査、予防査察を職員の時間外勤務で行われていることが許されるかということ、2つ目に分署での勤務が4人体制のため、救急車が出動すればポンプ車が出られず、立入検査を行うとすればポンプ車に乗って出かけなければならない。大きな事故があれば実検者の分署長も災害現場に出動し、分署に鍵をかけ不在にすることもしばしばあること、3つ目に新採用の職員が消防本部づきで初任者研修を受けている間、分署から応援派遣していることに関し、少なくとも新採用者分は警防要員定数から1年間除外し、その分余裕ある職員配置にすべきことなどでございます。これらの結論として消防職員の定数条例を見直すべきではないかということについて検討を約束されているのでありますので、この検討の到達点をお示しいただきたいと思います。

次の問題は市町村の問題であると認識しておりますが、自然災害の対応にとって消防団員の役割は大きなものがあると考えます。しかし、今その消防団員の確保が大変困難に直面していることが、私どもにも訴えられております。この問題について市町村の場でも論議を深めたいと思っておりますが、常備消防の立場からどう認識し、対策を考えられているのか、所見をお伺いいたします。

次に、事務局職員の定数について質問をいたします。去る11月12日の全員協議会においてごみ焼却施設基幹的設備改良工事の進捗状況について説明を受け、余熱利用設備等を見学させていただきました。新しい設備ができたもとの、今の人員で安心して働ける環境にあるのか、お伺いをいたします。

胆江地区衛生センターごみ焼却施設において昨年7月に若手職員の業務上の事故が発生していることもあり、発電開始前の施設においても十分な職員数を確保できていないように見受けられます。発電施設を備えたことにより点検管理すべき設備機器もふえ、職員の実務量が増大すると予想されます。施設の安全稼働のためには十分な職員数が必要であると考えます。定数をふやすべきではないかと思いますが、見解を伺います。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 瀬川貞清議員のご質問にお答えをいたします。

1件目の消防体制についてであります。初めに、台風19号につきましては全署所に消防隊の増強を図り、万全な体制を構築したところであります。具体につきましては、消防長から答弁をいたさせます。

また、どのような仕事をしていたのかとのご質問ですが、台風19号による活動状況につきましてもあわせ消防長から答弁いたさせます。

次に、分署及び分遣所において火災などの出動の際に職員が不在となることについてお答えをいたします。消防力の整備指針による救急・火災発生状況等一定の条件下において消防隊員と救急隊員の兼務運用が可能であることから、救急隊員を配置しなくとも地域の安心・安全に影響を及ぼさないものと判断でき、今後とも条件の変動に注視しながら体制の維持に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、研修などで分署職員が不足した場合の対応についてであります。職員研修等の際には小隊編成に支障を来さないよう、分署に限らず人員に余力のある署所から職員派遣により、今後とも出動体制の維持を継続してまいりたいと考えております。

次に、査察を時間外勤務で対応していることについてお答えをいたします。勤務中は火災、救急等の災害対応を最優先とする勤務体制としていることから、小隊編成を解かれてから査察の対応をすることが多くなっており、この時間帯は勤務日のうち休憩時間に当たるものであることから、時間外勤務となってしまいます。今後とも、査察を適正に実施することにより、地域の安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、前回の定例会において検討することとした予防要員を含めた人員の体制及び消防職員の定数改正についてであります。3年ごとに実施される消防力実態調査において、令和元年度調査を国に報告したところ、消防施設及び人員の算定に係る考え方について助言があり、再算定を行いました。その結果、指揮隊要員14人が不足となるものの指揮隊要員以外の要員は充足し、算定数184名に対し現員170名で、充足率は92.4%でありました。今後は、不足要員及び職員定数改正の必要について、さらに検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、常備消防として消防団員の充足率をどう捉えているかとの質問でございますが、団員不足については自治体の長としても苦慮しているところであります。消防団につきましては、従来の消火、救助などの活動に加え、火勢鎮圧後の現場警戒、往来の整理、避難誘導など、期待するところが多くあります。常備消防として、団員確保及び団員個々の能力向上に協力してまいりたいと考えております。

次に、2件目の事務職員の定数についてお答えをいたします。初めに、職員自身が安心して働くことが可能な人員なのかについてお答えをします。令和元年11月1日現在の胆江地区衛生センター等の運営に係る職員数については、管理職のほか管理係に4名、焼却維持係に4名、粗大資源係に2名、水質保全係に2名の計14名を配置しております。期限付職員に関しましては、計量業務の事務補助1名、粗大ごみ処理施設3名、放射量空間線量測定に1名の計5名を雇用しております。また、非常勤職員に関しては一般廃棄物処理施設等業務指導嘱託員として2名を雇用しております。なお、ごみ焼却施設及びし尿処理施設ともに運転業務については民間委託をしており、組合職員と受託業者が連携をし、協力をしながら安心・

安全な業務が行うことができていると、十分な人員を確保していると考えているところがございます。

次に、施設の安全稼働のために定数をふやす考えがないのか、それとも現状の定数の中で対応していく考えなのかというご質問についてお答えをいたします。現在施工中のごみ焼却施設基幹的整備改良工事については、本年9月に完成した1炉と発電設備の引き渡しを受けるとともに、稼働を始めております。発電設備を運用するに当たり、電気事業法の規定によりボイラー・タービン主任技術者を必ず配置しなければなりません。組合にはこの資格を有する職員がいないため、ごみ焼却施設の運転業務の委託仕様書に盛り込み、受託者側で配置しております。ただし、ボイラー・タービン主任技術者の選任については原則として事業用電気工作物を設置する者またはその役員もしくは従業員でなければならないことから、現在いる職員にボイラー・タービン主任技術者資格を取得させるか、あるいは資格のある者を新たに採用する必要があると考えております。

本年度中に定員管理計画の策定を行うこととしておりますので、定員数については、全体の業務状況を勘案しながら検討していきたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（阿部加代子君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 4番瀬川議員のご質問にお答えいたします。

19号台風の対応につきましては、通常の出動体制、全署所合わせ12隊42名の体制から23隊73名体制に強化したところがございます。

また、19号台風関連の出動につきましては、浸水等が4件、飛散物の除去など9件、合計13件出動しております。さらに、奥州市及び金ヶ崎町に連絡員としてそれぞれ1名派遣し、情報伝達体制の強化を図り、遅滞のない出動体制を構築してございます。

以上です。

○議長（阿部加代子君） 4番瀬川貞清議員。

○4番（瀬川貞清君） それでは、再質問をしたいと思います。私がこの問題でお聞きしたいというふうに思いましたのは、過去2回の定員の見直しが必要ではないかということに対する答弁と、それから議事録を改めて読んでみますと、それぞれの対応が全体としてやりくり論になっているという印象を受けました。しかし、自然災害、風水害のときには広範に事態が発生するわけでありますから、火災や救急事案のときとはちょっと違うことになるのではないかということをおっしゃったわけで、そういうことであればこのやりくり論では対応できないのではないかというふうに思って、必要な体制をとるべきではないかというふうに考えたものでありますけれども、その辺についての所見をお伺いいたします。

もう一つは、今の答弁にあったのでありましょうか、昨日到着しました消防年報で使おうと思っていたデータが変更になったのです。それは、過去の質問のときに皆さん使いました消防職員の基準人員と充足率のこの項目が変更になりまして、この数字はなくなりました。

これは、今管理者の答弁にあった再算定の指導を受けた結果ということでありましようかということが一つです。

もう一つは、この170人体制の説明を過去に消防長が答弁している記録を見ますと、私の印象としては減らすことが可能といいますか、本則もちょっと勉強しなければわかりませんが、できる条項があつて、それを使えば何人かずつ減らすことができるということで170人になっているというふうな答弁がありましたけれども、今度のこの見直しの指摘はそれと関連する、あるいはイコールのことなのでございまいしょうかということ、この新しくいただきました消防年報での記述の違いがどういう理由でなったかということをお教えいただきたいというふうに思います。

2点お願いいたします。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 消防分野につきましては消防長のほうから答弁を申し上げるところであります、総括的なお話をさせていただきたいと思ひます。例えば今次発生した台風19号など自然災害が突発化、そして大型化している状況の中において、人員の不足というふうな部分をできるだけ早目に解消して万全の体制を常にとるべきではないかという4番議員のご主張については、そのとおりであろうというふうに思うところではあります、ただ現実問題として、では、それをどのような形で配置をしていくかというその現実の部分については、毎回のように検討するなどという答弁がありながら、4番議員とすれば遅々として進まないのではないかと感じになっている部分も少なからずあるのかもしれませんが、内部的には効率化を図る、より全体の仕事量を縮減するというようなことで、かなりの努力を払っているということも事実でございませう。その意味において、最終的に組合が成り立つためには構成市町の負担金のあり方についてもご理解をいただくということなども当然出てくるわけですので、これについては現在ある仕事が通常業務としてしっかり遺漏、取りこぼしのないような状況で万全を期していける体制をまずは確保し、そしてその次の分として対応できる部分あるいはさらに拡充しなければならない分についてどう手当てをしていくかというふうな部分についてはしっかりと検討する、そしてその検討についてはできるだけ無理のない形で対応していかざるを得ないということから、一定の期間、時間はかかるものというふうに認識をしているところでございませう。

○議長（阿部加代子君） 阿部消防長。

○消防長（阿部保之君） 4番瀬川議員の再質問にお答えいたします。

広範囲の災害に対応できるのかと、やりくり体制で大丈夫なのかというお尋ねだつたと思ひます。消防体制、先ほど説明申し上げましたとおり、12個小隊42名体制、これが平時の守備体制でございませう。この体制で出動した場合、消防署の車庫に救急車あるいは消防ポンプ車が残る形になります。残ることに対しても不安かと思ひますが、これは乗りかえ運用、隊員の兼務という考え方がございませう。乗りかえ運用と申しますのは、火災が発生した場合、

消防車両を選択して出動して差し支えない。いわゆる火災になっても1台消防ポンプが車庫にあっても、それは差し支えないと考えるものでございます。また、隊員の兼務、救急車が出動中に火災が発生した場合どうなるのかと、一定の頻度、これは管理者から説明がありましたけれども、条件があるのです。その条件が許されるのであれば、救急隊員は消防隊員を兼ねて差し支えない。ですので、救急車出動中に火災発生しても消防署の車庫に消防ポンプがあると、そういったことが許されるという考えで12隊42名体制ということで、今回19号台風、巨大な台風が襲来すると、あらかじめ予測できましたので、この残る車両に対しても出動できるようにということで強化して23隊73名体制構築した次第でございます。

それと、充足率の再算定、これは国からの助言いただきました。一例挙げますと、予防体制です。過去の調査の報告で、予防要員は26名必要ではないかと算定して報告しておりました。今回国からの助言で、今の体制で十分な予防体制が構築できるのであれば26名の必要数、もう一回見直すべきではないかという助言に基づき再算定した次第でございます。まさに過去の消防長答弁、できる条項がある、それを活用した。消防隊、1台につき5名が大原則です。消防学校でもそう教えています。これが4名でもできるのではないかと、そういった条件も全て加味して再構築、再算定して184名出して、170名、充足率92.4という数値になった次第です。

○議長（阿部加代子君） 4番瀬川貞清議員。

○4番（瀬川貞清君） 改めて確認しますが、それでも14名は不足するという事は事実のようですね。算定の基礎が変わったというのであればそういうことなのでしょうが、引き続き国が指導する水準からはまだ不足しているという認識でいいと思いますが、引き続きそれを充足するために頑張ってもらいたいというふうに思います。要望になりますけれども、終わります。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 4番議員おっしゃる部分については私も理解をするところではございます。ぜひ議員のお力もおかりしながら、国にふえる分の人件費を組合にさらに交付していただくよう私も頑張りますので、議員筋からも国に向け強力な要請などしていただければ一刻も早い充足になるものと考えております。いずれ組合とすればあらゆる手だてを講じながら、より安全・安心を確かなものにしていくための努力を続けてまいります。

○4番（瀬川貞清君） 終わります。

○議長（阿部加代子君） 11時20分まで休憩いたします。

午前11時09分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時20分 再開

○議長（阿部加代子君） 再開いたします。

休息前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番千葉康弘議員。

〔3番千葉康弘君登壇〕

○3番（千葉康弘君） 3番千葉康弘です。私は、1点目が水道用水供給事業について、2点目がごみ発電について、管理者にお伺いいたします。

まず1点目、水道用水供給事業の今後についてお尋ねいたします。胆江広域水道用水供給事業については、構成市町の水需要予測から現計画の水量を確実に減少する見通しのため、施設規模縮小に向け事業計画の見直しを行っているところであります。

ただ、経営課題を解消するため未稼働資産に係る企業債の借りかえを廃止し、新たな起債を行わないなどの取り組みに、一歩ずつではありますが、今歩み始めたところであります。

今後については、構成市町との協議を行いながら最終水量を決定していくことであります。

次の2点ほどお聞かせ願います。1点目が水需要の見通しについて。最終供給水量を確定させるためには構成市町の水需要の見通しを把握する必要があると思いますが、いつまでにどのような項目で把握していこうとお考えなのか、お伺いいたします。

2点目に、財政収支の見通しについて。安定的な水道用水供給事業を運営していくためには、健全な財政運営が必要と考えられます。今後の財政収支の見通しについてお伺いいたします。

次に、ごみ発電について。生活ごみから出た電気をつくる、についてお尋ねいたします。

胆江地区衛生センターのごみ焼却施設は、現在新たに発電設備を設置する基幹的設備改良工事を実施中でありまして、同工事の発注に際しては、東日本大震災の発生時における長時間の停電、ごみ焼却ができなかった教訓を生かし、停電時においても施設を稼働させるための発電設備を新設し、災害においても排出されるごみの受け入れ、焼却を可能にする災害に強い設備を整備するものと理解しております。

また、ごみの焼却による発電を行うことは未利用エネルギーの回収、地球温暖化ガス、二酸化炭素の削減にも有効であると考えます。

その中で1点目、お伺いいたします。1時間当たり何キロワットをつくられるのか。また、その利用状況について。本年9月に2炉ある炉の1つの発電設備の引き渡しを受け発電を開始されていますが、現在何キロワットの発電で、その電力についてはどのように活用しているのか。

2点目は、国内のごみ発電の状況について。組合では今回の基幹的設備改良工事において新たに発電設備を設置したが、他団体で国内のごみ焼却施設における発電設備の設置状況はどうなっているのかについてお尋ねいたします。

最後に、余剰電力の有効活用について。胆江地区衛生センターのごみ焼却施設では電力使用量に対し発電量が上回り、余剰電力が生じていると聞いております。余剰電力の有効活用をどのように考えているのか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君） 千葉康弘議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の水道用水供給事業についてであります。胆江広域水道用水供給事業は、平成2年7月に国の認可を受けて事業着手し、胆沢ダム建設工事の進捗状況に応じ、構成市町が行う水道事業の水需要の動向も踏まえながら、胆江浄水場の処理機能を慎重に検討し、平成26年4月から1日最大供給水量1万4,600立方メートルの用水供給を行っているところでございます。

用水供給事業計画では、浄水場第3期整備工事を平成31年から令和3年度に行い、1日最大供給水量を3万立方メートル、第4期整備工事は令和8年度から令和10年度までに行い、1日最大供給水量を最終の4万3,500立方メートルとする整備計画であります。現在の水需要に鑑み、今後の整備工事は事実上凍結している状況にあります。

組合の水道用水供給水量は現在およそ1万立方メートルであり、奥州市全体の水量の4分の1を担わせていただいております。それ以外の4分の3に当たる水量は奥州市が所有する自己水源から各家庭や工場へ配水されている状況にあります。

水道水の安定供給を財政面で比較するために、水源ごとに健全性を判断する機能診断や各機器の更新費用、維持管理費などさまざまな費用を構成市町である奥州市と金ヶ崎町が算定作業を実施している状況であります。その費用と当組合から受水した場合の費用比較をすることによって広域受水への移行が検討され、用水供給事業計画の最終的な水量が定まってくるものと考えております。

水需要の見通しといたしましては、人口減少や節水機能型の機器の向上、人々の節水意識の高まりにより確実に減少していくと見込んでおるものではありませんが、構成市町との費用比較検討を行いながら、当組合の供給水量を決定し、令和3年度には用水供給事業計画が最終計画となるよう取り組んでまいりたいと、このようにもくろんでいるところであります。

次に、胆江広域水道用水供給事業における財政収支の見通しについてお答えをいたします。胆江広域水道用水供給事業計画は、令和10年度に1日最大供給水量4万3,500立方メートルとする事業計画の計画期間中であり、構成市町の最新の水需要予測などによると、最終供給水量が現計画の水量を確実に下回る見通しとなったことから、令和3年度を目途に施設規模縮小に向けた事業見直し計画の策定に向け構成市町との協議を引き続き行うこととしております。そのため、現状で一定程度の精度を保持した財政収支の見通しは令和4年度までとならざるを得ないものであります。

平成26年度から本格供給を開始していることから、固定資産となる機械及び装置類などは今後次々と更新時期を迎えることとなります。更新時期は、単に法定耐用年数で計算することではなくて、厚生労働省が平成21年度に実施した水道事業におけるアセットマネジメントの取り組み状況調査に基づくものであります。この調査は、電気、機械、計装設備及び管路



について各団体における設備等の更新時期を調査したものであり、その調査結果を参考としながら設備ごとの更新時期を延長し、計画しているものであります。

更新に伴う費用につきましては、資本的収支のうち建設改良費から支出がなされ、財源は内部留保資金を充てることとなります。その内部留保資金の推移は、平成29年度末で11億6,000万円の残高が、令和4年度末には8億3,000万円へ減少する見込みであります。

適時適切な料金改定を行い、施設設備機器の予防保全や更新時期につきましては、その状況に置いて随時見直しし、引き続き費用の削減に取り組みながら、水道水の安定供給に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2件目の議員曰く、ごみ発電についてお答えをいたします。初めに、ごみ焼却施設の発電量と利用状況についてであります。胆江地区衛生センターのごみ焼却施設については、供用開始後23年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、大規模な改修工事を行う基幹的設備改良工事の実施が必要となっております。本工事につきましては、地球温暖化対策の推進、災害廃棄物処理体制の強化についての十分な対応ができるように新たに発電設備を設置することとしたものであります。

本年9月に引き渡しを受けたごみ焼却施設の発電量は、1日量約1万8,000キロワットであり、その全量を胆江地区衛生センター内のごみ焼却施設、し尿処理施設、粗大ごみ処理施設等において使用をしております。

次に、ごみ焼却施設の発電に係る国内の状況についてであります。国内では廃棄物発電については平成元年度以降から導入が始まっており、現在日本国内で発電設備を備えたごみ焼却施設の状況につきましては、平成29年度の一般廃棄物処理実態調査の調査結果において、全ごみ焼却施設のうち34%、376のごみ焼却施設が発電を行っており、発電量は年々増加する傾向にあると見込んでおります。

最後に、余剰電力の有効利用についてであります。ごみ焼却施設の最大発電量は1時間当たり1,990キロワットに対し、衛生センター各施設での最大の使用量としては1,800キロワットであり、約200キロワットの余剰電力が発生すると見込んでおります。余剰電力につきましては、売電を行いたい考えでありますが、東北電力の北東北3県の基幹送電線に空き容量がなく、東北電力の送電線に組合の余剰電力を流せない状況となっているのが実情です。また、送電線の空き容量を確保するためには、この基幹送電線の増強工事が必要であり、工期については10年程度かかると東北電力から伺っておるところでございます。このことから、余剰電力の売電に向け東北電力の送電線網の状況などを注視しながら、他の余剰電力の活用方法等についてもしっかりと検討していかなければならないと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（阿部加代子君） 3番千葉康弘議員。

○3番（千葉康弘君） 3番千葉康弘です。再度質問させていただきます。

最初に、用水供給事業のほうからお尋ねいたします。平成30年、企業債の借りかえを廃止

しておりまして、今度新しい財源を求めるという形で周知になっております。これは、胆江地域の用水事業としては全く必要だということで、私は理解しています。ただその一方で、用水供給事業の現状ということを住民の方々が皆さんご理解されているのかどうか、これが一番大きな問題ではないかなというふうに思っております。今回料金改定は案ということで出されてありますけれども、この背景にあるのは何なのか。先ほども管理者のほうから出されましたけれども、やはり私の中にはダム建設の遅れというのが一番大きいかと思いますが、またそれに伴いまして各市町で自己水源をつけなくてはいけなくなったという部分も予測されます。また、節水機器というふうなことで水需要も減少しているという部分ありますが、今回料金改定は3年間、令和2年から4年までということで算定されております。その中で今後水需要も減少するということが予測されているようですが、ひとつ未稼働資産の関係、これをどのように処理するか、これが一番大きな問題に今後、3年後、また4年後かと思いますが、なるのではないかと。大きな問題をはらんでいるということを管理者として住民の皆さん方に、やはり生活に直結している、お金にかかわることですよということで、この問題点はしっかりお知らせするべきではないかと思ひまして、質問いたします。

次に、平成30年度で企業債の借りがえが廃止されております。これまでの企業債の未払いが約4億9,000万円あったというふうに聞いております。企業債借り入れの残高というのが現在47億1,500万円であります。今残っている企業債、これを例えば金利の低い有利な方法、これあるかどうかは私はわかりませんが、あるのであればそれを借りがえというようなことを考えられないのかについて質問いたします。

最後に、今後住民に大きな負担を求めることにならないように財政で考えられるだけの手だてをしっかりとするよう検討せねばならないようだというふうに考えておりますので、管理者の所見をお伺いし、この件の質問を終わります。

2点目、ごみ発電のことについて質問いたします。このごみの焼却施設長寿命化事業計画ということで今回79億9,200万円ほどかけて設備されております。その中で発電設備そのものも大きな割合を占めているというふうに聞いております。構成市町では今資源ごみのリサイクルに力を入れている中、最後に可燃ごみが焼却されタービンを回して発電ができると、これは私から言わせれば本当に夢のような事業だなというふうに考えております。この事業は、誰もが大きく期待しているところだと思います。

その中で、余剰電力買い取りが難しいという話がありました。難しいということはわかりましたが、この売電、売買というのはですか、申し込み手続はされているのかどうか。売電化の検討はどのようなことがあったのか。また、維持点検というのはどのくらいの費用がかかるのか。これはわかればですけども、質問いたします。

また、200キロワットの余剰電力が今後生み出されるということですけども、余剰電力の売買に対し電力が一番の問題になるかと思いますが、その点について再度お伺いさせていただきます。

次に、ごみの焼却施設の長寿命化基幹設備改良工事、これは国、県も補助金をいただきまして国、県とも勧めている事業だというふうに思います。この事業は、奥州市だけでなく他の自治体にも範を示すものであるというふうに考えています。その中でありますが、東北電力との協議はどのようにされているのか。だめだということで、なかなか入っていくには、私たちの気持ち、例えば住民の気持ちとすればならないのではないかとというふうに思います。また、その後押しとして国、県の指導も受けていますので、国、県に相談されているのかどうか、これについてお尋ねいたします。

現在の設備は災害時、停電でもごみ処理ができるということで設置されている施設であります。これを十分に生かさないでいるということになれば、これは住民の理解も得られないのではないかとというふうに思います。

最後に、余剰電力の売買、有効活用について再度、私は管理者として手を尽くしていただいていると思いますが、再度手を尽くしていただきたいということで、管理者の所見を伺って終わります。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） まず第1番目の部分のご質問と1件目の質問においては、いろいろご意見もあわせて再質問されたので、私とすれば捉えるところは2カ所だったと思います。現在借りている企業債の借りかえ、有利な起債の借りかえができないのかというのが1件。それから、このような状況についてはできるだけ利用者に説明をして、今の厳しい状況についてよりご理解をいただくような、そういうふうなことをすべきではないかということ、この2点であったというふうに思います。

1点目の分については担当のほうからお話、ご説明をさせていただきます。

負担の分につきましては、先ほど登壇してもお話をしましたとおり、奥州市と金ケ崎町が今後の水需要がどうであるかというふうな、そしてその水を、要するに住民の皆様が必要とされる水を安定的により廉価、安い価格で用意できるかというふうな部分をそれぞれ、これは市、町でご検討いただくということしかならうと思います。うちのほうとすれば、これだけの料金で販売することができるということは、それは申し上げることができるわけでございます。

しかしながら、現状の供給させていただいている1万立方メートルを下回るような形の見込みで出てくれば、これは残念ながら組合とすれば供給の料金を値上げしなければならないということになります。半分でいいよとか、3分の2でいいよということになれば。一方で、今よりも幾ばくでもふえるというような形になれば、返済の額は確定しているわけでございますので、幾ばくかは供給原価は下がるのではないかとというふうに見込まれるということでございますが、いずれその状況については各市町がこういうふうな形で決定しましたという見込みを我が組合にご提出いただかなければ、組合とすればそれより先に進むことができないということになるわけでございます。

議員には釈迦に説法な話になるかもしれませんが、組合は構成する市町の出資によって成り立ち、構成する市町が必要とする部分を独自の地公体として、地方自治体として運営をしていくという立場でありますので、極めて重要な事は担わせていただいておりますが、あくまでも構成市町の意向に伴い、そのよりよき方法を我々は選択をして、その奥州、金ケ崎の住民の皆様へのサービスをしっかり担っていくという立場にありますので、組合がというよりは、水需要に関しましては構成市町のご意向が極めて重要なポイントになる。その部分がはっきりしない状況で組合はこうだ、ああだというふうな説明を、明確な説明を住民の皆様にするという立場というか、今時期ではないというふうに考えておりますので、もう少しお時間をいただければというふうに思うところでございます。

それから、2番目の部分の発電の部分、点検費用は、新しく設備したこの焼却発電に係る費用はどのぐらいなのか、それから東北電力が買ってくれないということであるけれども、あきらめずにも幾らでも余剰になる分は買い取りをしていただくように、それは管理者としてよりお願いをすべきだと、全くそのとおりでと思います。いずれ今の状況の私が承知している部分におきましては、受電を受ける、電気を買う側の東北電力としてのキャパシティーがないと、これ東北電力でなくてもであります。要するに送電するという、その電気を送るそのキャパシティーが不足しているのを受け入れられないということでもありますから、そこは送電機器を増やすしつらえをしていっていただかざるを得ないわけでもございまして、この部分については極めて物理的な話でありますので、できるだけそれは10年と言わずにもっと短い期間で整備をしていただけないかということも含めてここはお願いすることですけれども、いかんせん受け手側に送る、電気を送るキャパシティー、要するに許容量がないということでもありますので、現状においてはなかなか厳しい状況であるというふうに認識をしているところであります。いずれ補足的に担当から答弁をいたさせますので、お聞き取りをお願いいたします。

○議長（阿部加代子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） それでは、私のほうから企業債の借りかえのことについてと、あとは発電についてお話をさせていただきます。

まず、有利な利息の起債に借りかえをしたほうがいいのかということでもございましたけれども、借りかえを実施するためにはまず現在借りているものをお返すする必要がございます。そして、次にまた別なものを借りるということになりますけれども、その制度上、繰上償還をするときには、本来支払うべき予定の利息の部分はそのままお支払いするというものが基本的なものとなっています。よって、借りかえ、新しい安い利息のものを借りかえたからといって有利になるというものではございません、基本的にはですね。

ただ、過去に特例措置をとられたことがありまして、当組合でもその特例措置に乗って繰上償還をしたことがございます。平成24年度には利率が5%以上のもの、平成25年度には利率が4%以上のものを対象に補償金、いわゆる利息の分ですね、補償金を免除したというこ

とがございまして、それに乗って繰上償還を行ってございます。

それ以外のものにつきましては、現在継続して借りているものについては、その補償金免除に該当されませんので、有利にはならないということで、繰上償還をしてございませんで、このままお借りしていく予定としてございます。

あと、さらにですけれども、発電の部分ですけれども、そもそも発電設備を設置するに当たりまして、当組合ではこの衛生センターの敷地内の電力を賄うことをまず一つの目的として発電設備を設置いたしました。そして、議員ご指摘のとおり余剰電力が発生すると、それは副次的なもの、2次的なものとしてつくられてございます。それを当然有効活用するために売電ができないかということでお話をした結果、東北電力のほうでは、先ほど管理者が申し上げたとおり、送電線の空き容量の関係で買うことができないというお話でしたので、現在のところは売電ができないという状況でございまして、東北電力の状況等を見ながら今後とも売電ができないかということについては取り組んでまいりたいというふうに思っております。

あとは、発電設備の維持費用につきましては担当課長のほうから申し上げます。

○議長（阿部加代子君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君） それでは、最後のご質問でございます維持費用の部分でございます。令和2年度、来年度からの15年間で維持費用につきましては、燃焼ガスの冷却設備ですとか余熱利用、これらを含めました発電に係る、その部分に係る費用としましては15億程度というふうに見込んでおるものでございます。

なおでございますが、この発電により、電力発電することにより衛生センター内のごみ焼却施設、し尿処理施設、粗大ごみ処理施設等で使っているそちらの電気料金についてもほぼ同額のメリット、発電メリットが生じるものと考えておりますので、費用とメリットはほぼイコールの状態かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 3番千葉康弘議員。

○3番（千葉康弘君） 再度質問させていただきます。もう一回、先ほどお聞きしていますが、国、県というほうには相談とか何か、余剰電力の関係ではされていないのでしょうか。これからやるという計画もないのでしょうか。それについて質問して終わります。

○議長（阿部加代子君） 菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君） この余剰電力の売却につきましては国、県との協議ということでございますが、この工事を始める前にも管理者の指示によりまして東北電力と協議を行いました。この余剰電力を東北電力の送電線に流すということにつきましては、国、県というよりも組合、発電事業者とそれを送電する東北電力との関係でございまして、そういった部分では国、県に相談するような類のものではございませんが、国には相談しておりませんが、県には情報収集などをしてはございます。

以上でございます。

○3番（千葉康弘君） 終わります。

○議長（阿部加代子君） 一般質問を終結いたします。

午後1時まで休憩します。

午前11時53分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時00分 再開

○議長（阿部加代子君） 再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第6、報告第1号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告を行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 報告第1号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告を事務局長からご説明申し上げますので、ご了承をお願いします。

なお、以下報告2号についても同様に事務局長からご説明申し上げますので、あわせご了承をお願いします。

○議長（阿部加代子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 報告第1号、自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

平成31年3月29日午前11時20分ごろ、胆江地区衛生センターの粗大ごみ処理施設敷地内において、自動車損傷事故が発生しました。この事故は、相手方が粗大ごみ処理施設のプラットホームへ車両を後進させていたところ、突風が吹き、設置していた看板があおられて転倒し、相手方車両の助手席ドアに接触し傷をつけたものであります。

相手方との協議の結果、組合と相手方の過失割合を10対0とし、組合は相手方の車両損害額7万6,342円を支払うことで示談が調い、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

なお、事故の防止につきましてはさらに細心の注意を払うよう管理し、施設の安全管理に万全を期してまいります。

○議長（阿部加代子君） ただいまの報告に対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質問なしと認めます。以上をもって報告第1号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第7、報告第2号、平成30年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告を行います。

提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 報告第2号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく地方公営企業の経営の健全性を判断するための指標で、その比率が経営健全化基準20%以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、健全化を図るための方策を実施しなければならないものとされております。

また、毎年度において前年度決算により算定した指標を監査委員の審査に付して議会に報告するとともに、住民への公表が義務づけられているものでもあります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものでありますが、平成30年度においては資金に不足が生じていないことから比率の数字が出ておりませんことを、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの報告に対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質問なしと認めます。以上をもって報告第2号を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第8、議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下議案第2号から議案第11号までにつきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（阿部加代子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第1号、奥州金ケ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

この条例は、令和2年4月1日から施行される会計年度任用職員制度の整備に当たり、地方公務員法等の規定により、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めようとするものであります。

条例の内容ですが、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給料、その他の給与、勤務時間、その他の勤務条件及び費用弁償等について定めるものであります。

この条例の施行期日は令和2年4月1日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 2点お尋ねいたします。

まず、この制度導入によって、現状からいって費用はどれだけふえる見込みなのか、お尋ねをいたします。

あわせて、なかなかはっきりしませんが、この場合は負担金で構成市町からいただくことになるものと思いますが、交付税関係の措置がどういうふうになるか、どういう状況になっているのかをお尋ねをいたします。

2点目は、現時点での、用語が違うからですが、1号と2号に該当される方はどこにどれだけいるのか、お知らせいただきたいと思います。

条例が施行になってから、その人たちは入れかえというのですか、2号が1号になったり、そういうことは基本的にないと考えていいのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（阿部加代子君） 及川企画総務課長。

○企画総務課長（及川勝博君） 9番今野議員のご質問にお答えします。

まず初めに、現行から会計年度任用職員に移行された場合にどのぐらいの費用がかさむのかという部分になります。今現在ですが、臨時職員、あとは非常勤の嘱託員なる者についてでございますが、臨時職員については20名、嘱託員については5名ほど雇用してございます。この部分にかかわる費用の部分でございますが、これはきちんと算出しているわけではございませんが、大まかに試算をすると400万円程度現時点で増加になるのではないかと見込んであるものでございます。

こちらの費用等に関しましては、それぞれ構成市町から分担金でいただいているものでございます。その部分については、それぞれの業務に応じた費用負担の割合というものもございまして、それに基づいてその職員分の人件費等の分も分担金でそれぞれ構成市町からいただいているというところでございます。

交付税措置の部分ではございますが、その部分では当組合に関係するという項目ではございませんで、ちょっとその部分も構成市町からお聞きしているわけではございませんので、今の段階ではちょっと回答ができないということでございます。

1号、2号の部分でございますが、1号に関してはパートタイム、2号に関してはフルタイムというところの扱いにするわけなのですが、それについての割り振りという部分については今後、そういった詳細の部分についてはどういった職がパートタイムになるのかというところは検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 気になるのは最後の部分です。今までですと、フルタイムであれば1年間で1カ月休んでという更新だったというふうに思いますが、結局予算もかかるということになります。そうやってきますと、2号に該当する方が1号にシフトしていくということも構造上はあり得ることだというふうに受けとめます。業務の量に見合った仕事をしてい



ただくということですから、本来そういうことはないのですが、意図してそういうことが起きないようにする必要があるのであるというふうに思いますけれども、その点は管理者でないと答えられないのかもしれませんが、制度の悪用ではないのでしょうかけれども、そういうことのないような運営をしていただきたいというふうに思いますが、所見をお伺いいたします。

○議長（阿部加代子君） 小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君） 基本的な考え方とすると、働いていただいている延べ時間と個々支払い申し上げているその給料のことをトータルで考えたときに、現状からこの改革をすることによって働いている方の不具合、不利になるようなことはならないように、でないところの法の趣旨に合わないこととなりますので、今のような方向でしっかりと対応していきたいという考えで進めているところでございます。

○9番（今野裕文君） よろしくお願ひします。

○議長（阿部加代子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第9、議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めようとするものであります。

条例の内容ですが、任命権者の管理者に対する報告の時期及び報告事項について、並びに人事行政の運営等の状況の公表時期及びその方法等について定めるものであります。

この条例の施行期日は公布の日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決
されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第10、議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改  
正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度  
任用職員の分限及び懲戒の取り扱いについて規定するため、関係条例の整備をしようとする  
ものであります。

条例の内容ですが、会計年度任用職員の休職の期間、減給の取り扱い、人事行政の運営等  
の状況の公表等について定めるものであります。

この条例の施行期日は令和2年4月1日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し  
上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決  
されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第11、議案第4号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置

の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第4号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等が図られたことから、関係条例の整備をしようとするものであります。

条例の内容ですが、関係する条例において引用している関係法律の規定を整備するものであります。

この条例の施行期日は令和元年12月14日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第12、議案第5号、奥州金ケ崎行政事務組合消防本部手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第5号、奥州金ケ崎行政事務組合消防本部手数料条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可申請に対する審査に係る手数料の額を引き上げようとするものであります。

改正の内容は、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮きふたつき特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査手数料の額を引き上げようとするものであります。

この条例の施行期日は令和2年1月1日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第13、議案第6号、奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第6号、奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、水道用水供給事業の健全な運営を確保するため、供給料金を改定しようとするものであります。

改正の内容ですが、供給料金のうち基本料金については奥州市が年額3億6,418万6,000円に、金ケ崎町が年額3,607万7,000円に、それぞれ引き上げるとともに、使用料金については使用水量1立方メートル当たりの単価を35円70銭に引き上げるものであります。

この条例の施行期日は令和2年4月1日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 2部料金制をとっているわけですが、基本料金の分、固定費にかかわるのでお尋ねをいたします。

当組合の料金設定は、未稼働資産を除いた分、減価償却費等を案分計算して計上していると、こういうことになっているとは思いますが、私どもは従来から、政策上の見込み違いで出たものについては、料金でなく負担金だか分担金で徴収すべきだということを求めてまいりました。今回の固定費についてどういう内訳になっているのか、お尋ねをいたします。

説明では、資産減耗費、ダム納付金、事業見直しに係る費用、そして資産維持費と。資産

維持費については、借りかえをやめることになりましたので未稼働資産相当分も計上になると、こういう説明でございましたけれども、資産減耗費、ダム納付金見直しに係る費用については基本的に水の原価にはね返す必要のないものだというふうに私は思いますが、この2つについてはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

それから、資産維持費について未稼働資産相当分の元金償還以外の分について織り込まれているものがあるのかも含めてお尋ねをいたします。

○議長（阿部加代子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 今野裕文議員のご質問にお答えいたします。

経費について、料金だけではなくて一部負担金等で徴収したらどうかということでのお話というふうに捉えさせていただきました。この公営企業につきましては、その経費は当該地方公営企業の経営の収入をもって充てなければならぬというふうに規定をされてございます。独立採算制によって事業を行うのが企業会計の原則であるということでございますので、その収入につきましては料金で賄うということが大原則というふうに考えてございます。例外として一般会計から負担金等で繰り入れることができるものがあるというふうにされておりますが、これは毎年度総務省から繰り出し基準として通知されているということで、極めて限定されているというふうに考えてございますので、料金でいただくということを考えてございます。

もう一つのご質問として資産維持費の中に償還金を充てる以外のものがないのかというご質問でございますけれども、この資産維持費につきましては全て起債の償還財源というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 資産維持費についてはわかりました。企業会計法上の規定については私も承知はしております。でも、余りにもひどい中身です、本事業はね。資産減耗費とダム納付金については、未稼働資産にかかわる部分に相当する分は入っていないのですかということをお尋ねしたものであります。一般企業であれば固定資産除却損か何かに相当するのだろうというふうに思うのですが、更新するときに稼働分と未稼働分というのは必ずしも分けられないのだと思いますけれども、そこら辺がどういう内訳になっているかということをお尋ねしております。

○議長（阿部加代子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 資産減耗費につきましては、既に稼働している資産に係る資産を除却する際に生じるものでございますので、未稼働資産に係るものはございません。

そしてまた、ダム納付金につきましても、これはあくまでも国がダム所在市である奥州市にその交付金を支払うためのお金として当組合が支払うものでございますので、これにつきましても未稼働資産、稼働資産の区別はないものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 納得すればいいのでしょうかけれども、ちょっと納得できないのですが、例えば本勘ですと未稼働資産分が幾ら、稼働資産分が幾らと、そういう計算していますよね、減価償却費計上するのにもね。資産減耗費の中にそういうことは出てこないのですか。例えば本管を取りかえるとなれば、未稼働分も入っているわけですよね、当然。そうすれば、その分は全く使わないで更新するということになるような気が私にはするのですけれども、そういうことはないのですか。

それから、ダム納付金ですが、ダム分担金というのがありましたよね、47億だか。あれは、水道料金にはどういっはね返り方しているのですか、現時点で。

3回目か、まずそれだけ確認させてください。

○議長（阿部加代子君） 千葉会計管理者兼水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 資産減耗費の部分につきましては、稼働施設となる部分、浄水場が100%稼働してございますので、浄水場の分のみの減耗費の計上となっておりますので、未稼働部分があるというものはございません。

〔「ダム負担金」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 暫時休憩いたします。

午後1時28分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時29分 再開

○議長（阿部加代子君） 再開いたします。

先ほどの今野裕文議員の質問に対する答弁を求めます。千葉会計管理者兼水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） ダム管理費の部分につきましては、無形固定資産のほうで整理をさせていただきます。その中で3分の1を稼働と見込み減価償却をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 4回目で申しわけないです。それはダム納付金も同じ考え方でやるべきでないのですか。ちょっとよくわからないのですけれども……済みません、いずれ奥州市に入るものであっても、要するに原価として計算するときは根拠がなければならないでしょう。要は営業経費になるのか、営業外経費か特別経費になるのか、そこはやっぱりきちんと水道料金にはね返す分だけ必ずはね返して、それ以外は分担金なり負担金で構成市町に請求するのが本来の筋でないですか。でないと、構成市町では企業会計でやっていますから、水道料金にはね返さなければならない。そういうことになるので、そこははっきりさせるべきでないかということをおっしゃっているのです。

〔議長、休憩〕と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 暫時休憩いたします。

午後1時31分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時32分 再開

○議長（阿部加代子君） 再開いたします。

先ほどの今野裕文議員の質問に対する答弁を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 私が一番最初にお答え申し上げましたその独立採算制ということでございますが、全て当組合の経費に係る部分については料金でいただくということがその独立採算制となりますので、営業費用、営業外費用の区別にかかわらずこの料金の中でいただくということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 9番今野裕文です。私は、議案第6号、奥州金ケ崎行政事務組合広域水道用水供給条例の一部改正について、反対の立場をとるものであります。

現行の水道用水供給料金は、2部料金制とされておりまして。総括原価を固定費と変動費に分け、固定費は基本料金として、変動費は使用料金として定められております。このたびの改定は、基本的枠組みには従前の2部料金制を維持しながらも、固定費分については見直しがされておりまして。従前は、減価償却費から長期前受金分を控除した額、ダム管理費、支払い利息で構成されておりまして。今回の改定では、これらの費用に加え、資産減耗費から長期前受金控除額、ダム納付金、事業見直しにかかわる費用、資産維持費を加えるというものであります。これらには未稼働資産分の費用も含まれているものと考えざるを得ないと思うのであります。

これまでの用水料金を算定する際、未稼働資産分の減価償却費を料金に算定しないようにするなど、料金軽減策を行ってきたことについては大いに評価をしたいと思います。

しかし、今回の改定では結果として約100億円にもなる未稼働資産を抱えることになった過大な水道用水供給事業の一部とはいえ、水道用水事業が過大事業となったことについて責任のない水道水利用者に水道料金として負担を求めることに道を開くことになる料金改定だというふうに思います。そういう点で賛成できません。

そもそも300億近くの本事業が抱える未稼働資産は、見込まれた水需要が過大であったことにあります。この問題については、事業計画策定時から日本共産党議員団は指摘をし、見直

しを求めてきたところであります。さらに、水道企業団時代からの責任水量の見直し、浄水場整備計画を見直すよう、繰り返し求めてまいりました。

そして、もう一つの問題は平成12年6月の胆沢ダム建設に関する基本計画変更にあります。胆沢ダムの完成が平成11年度とされておりました。それを受けて水道用水供給事業はそのことを前提に組まれております。しかし、ダム工事は進まず、平成12年6月の基本計画変更で完成は平成26年度に先送りとなり、総事業費は1,260億円とされていたものが2,440億円に膨れ上がりました。このことは、構成市町が平成26年度まで水源を得ることができないこととなり、別途水道用水として水源を多額な費用をかけて整備せざるを得ないこととなります。構成市町にとっては二重の設備投資を求められることになったのであります。

残工事費の2.2%の負担を求められているということから、当組合のダム負担金は25億円から47億円ほどに膨れ上がりました。

これら2つの費用の増大については、事業執行者側の責任によるものと考えられます。本来の水道料金として水道利用者に負担を求めるべきではありません。これらの過大設備となっていく未稼働資産分にかかわる費用については、水道用水供給料金から外し、構成市町から負担して繰り入れていただくことが至当だと考えるものであります。

また、工事の遅延については国側にも大きな責任があると言わざるを得ません。この間、繰り返し国へ責任水量の見直しを含め負担軽減を求めるよう提案してまいりましたが、その結果はいまだ出ておりません。

以上の観点から、この間の関係者の努力には大いに評価をしながらも、水道用水事業が過大事業となったことについての責任のない水道水利用者に水道料金として負担を求めることに道を開くことになる今回の料金改定については賛成できないものであります。よって、反対をいたします。

○議長（阿部加代子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論を終結いたします。これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部加代子君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第14、議案第7号、原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第7号、原子力発電所事故に起因する損害賠償請求事件の和解に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。



この議案は、平成23年3月に発生した原子力発電所事故による損害賠償について、和解あっせんの申し立てをしております原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案を受諾し、東京電力ホールディングス株式会社と和解しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

あっせんの申し立てにつきましては、平成28年第1回組合議会臨時会においてご議決をいただき、平成28年4月に岩手県並びに県内市町村及び他の一部事務組合と時期を合わせて行ったものであります。

同センターの和解案は、被害に遭った自治体への損害賠償について一律の基準で積算されたものであり、市町村及び一部事務組合にあつては国や県からの補助があつた部分を除き、事業費については実質の支出額が、人件費については主に時間外勤務の増加による部分が、それぞれ賠償の対象となつたものであります。

奥州金ケ崎行政事務組合の具体的内容は、事業費に関しては請求額857万1,447円に対し和解額は230万円で賠償割合が26.83%、人件費に関しては請求額96万8,830円に対し和解案が1万円で賠償割合が1.0%、これらの合計は請求額954万277円に対し和解案が231万円で賠償割合が24.21%であります。

当組合としては、同センターが円滑、迅速かつ公正に紛争を解決するために国が設置した第三者機関であり、裁判よりも手続が簡単であり費用を要しないこと、岩手県が既に和解案を受諾していること、組合構成市町を含む県内市町村等も和解を受諾あるいは受諾する方向にあることから、この和解案を受諾して和解しようとするものであります。

何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よつて、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第15、議案第8号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第8号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補

正予算（第2号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページをお開き願います。今回の補正予算は、前年度繰越金の確定、異動及び負担率の改定等による職員手当及び共済組合負担金の追加、祝日法の改正に伴う診療日数の増による診療所経費の追加、基幹的設備改良工事に伴うごみの区域外処理終了による委託料の減額等について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,447万7,000円を追加し、補正後の予算総額を86億3,008万4,000円とするものであります。

それでは、補正予算の概要につきまして歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。最初に、歳入についてであります。6款繰越金、1項繰越金は平成30年度決算の確定により1億3,447万7,000円を追加するものであります。

8ページ、9ページをお開き願います。次に、歳出についてであります。1款議会費、1項議会費は、議長交際費1万5,000円を増額するものであります。

2款総務費、1項総務管理費は、異動等による職員の人件費の減額等による224万2,000円を減額するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費は、異動等による職員の人件費の増額等により75万1,000円を増額するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、祝日法の改正に伴う診療日数の増による診療所経費を追加し、施設の老朽化による広域交流センター設備の修繕料の追加等が主なもので、287万8,000円を増額するものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。2項清掃費は、異動等による職員の人件費の減額、基幹的設備改良工事に伴うごみの区域外処理終了による委託料の減額等が主な内容で、756万9,000円を減額するものであります。

12ページ、13ページをお開き願います。5款消防費は、異動及び負担率の改正等による職員の人件費の増額が主な内容で、1項総務管理費を1,934万2,000円増額し、2項消防費を104万7,000円減額するものであります。

7款予備費は、歳入から歳出の経費に財源措置した残額1億2,243万9,000円を追加するもので、年度内の不測の事態に備えるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第16、議案第9号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第9号、令和元年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出において胆沢ダム使用権者管理費負担金の確定による負担金の追加、異動及び負担率改定等による人件費の追加、資本的支出においては胆江浄水場の中央監視装置の無停電電源装置の更新による建設改良費の追加について補正しようとするものであります。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。第2条の収益的支出の補正であります。第1款水道用水供給事業費用を187万2,000円増額し、総額5億2,659万9,000円とするものであります。内訳であります。第1項営業費用を187万2,000円増額するものであります。

第3条の資本的支出の補正であります。第1款資本的支出を64万7,000円増額し、総額2億9,490万3,000円とするものであります。内訳であります。第1項建設改良費を64万7,000円増額するものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,490万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填しようとするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第17、議案第10号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第10号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

別冊の決算書の1ページ、2ページをお開き願います。歳入総額は31億8,729万9,221円、歳出総額は30億3,152万2,097円、歳入歳出差し引き残額は1億5,577万7,124円であります。

3ページ、4ページをお開き願います。最初に、歳入の状況であります。収入済額、1款分担金及び負担金26億8,089万8,000円、2款使用料及び手数料3億1,230万4,964円、3款国庫支出金1,983万7,432円、4款財産収入2,129万7,857円、6款繰越金1億1,374万5,012円、7款諸収入3,921万5,956円あります。

次に、5ページ、6ページをお開き願います。歳出の状況であります。支出済額、1款議会費92万7,895円、2款総務費8,306万5,705円、3款民生費3,378万8,316円、4款衛生費11億1,859万7,440円、5款消防費16億7,886万2,954円、6款公債費1億1,627万9,787円あります。

次に、歳入の主なものをご説明申し上げます。9ページ、10ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項分担金は、構成市町からの分担金26億8,089万8,000円あります。

11ページ、12ページをお開き願います。2款使用料及び手数料、1項使用料は6,990万5,500円で、休日及び夜間診療所の診療収入、広域火葬場、広域交流センターの使用料であります。2項手数料は2億4,239万9,464円で、衛生センターのごみ及びし尿処理手数料が主なものであります。

3款国庫支出金は1,983万7,432円で、ごみ焼却施設の長寿命化事業に係る循環型社会形成推進交付金、災害対応特殊救急自動車整備に係る国庫補助金が主なものであります。

13ページ、14ページをお開き願います。4款財産収入、1項財産運用収入は38万1,072円で、主に広域交流センターの建物貸し付けによる行政財産使用料であります。2項財産売払収入は2,091万6,785円で、基幹改良工事で発生した鉄くず及び粗大ごみの処理等により生じる鉄くず売払収入が主なものであります。

6款繰越金は1億1,374万5,012円で、平成29年度からの繰越金であります。

7款諸収入、1項預金利子は170万6,815円あります。

15ページ、16ページをお開き願います。2項雑入は3,750万9,141円で、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償金、岩手県防災航空隊派遣職員負担金、高速道路からの搬入ごみ処理料、高速道路における救急業務に係る支弁金が主なものであります。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。19ページ、20ページをお開き願います。1款議会費、1項議会費は92万7,895円あります。

2款総務費、1項総務管理費は8,306万5,705円あります。

23ページ、24ページをお開き願います。2項監査委員費は20万108円であります。

3款民生費、1項社会福祉費は3,378万8,316円で、介護認定審査会の運営費等であります。

25ページ、26ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費は1億6,699万8,516円で、休日及び夜間診療所、広域火葬場、広域交流センターの管理運営費が主なものであります。

33ページ、34ページをお開き願います。2項清掃費は9億5,159万8,924円で、衛生センターのごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場の施設に係る管理運営費のほか、ごみ焼却施設の長寿命化事業に関する経費が主なものであります。

47ページ、48ページをお開き願います。5款消防費、1項総務管理費は3億2,600万7,480円で、消防本部職員の人件費が主なものであります。

49ページ、50ページをお開き願います。2項消防費は13億1,862万5,746円で、消防署、分署等における人件費及び消防業務に係る経費のほか、高規格救急自動車の更新に係る経費が主なものであります。

53ページ、54ページをお開き願います。6款公債費、1項公債費は1億1,627万9,787円で、衛生債及び消防債の元利償還金であります。

55ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。5、実質収支額は1億5,577万7,000円であります。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおり認定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（阿部加代子君） 日程第18、議案第11号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 議案第11号、平成30年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計利益の処分及び決算の認定についてをご説明申し上げます。

決算状況についてご説明申し上げます。別冊の決算書1ページ、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の状況であります。水道用水供給事業収益は営業収益4億4,089万5,981円、営業外収益8,144万3,090円で、総額5億2,233万9,021円であります。

次に、水道用水供給事業費用は、営業費用3億9,995万2,376円、営業外費用1億1,920万5,208円で、総額5億1,915万7,584円であります。

5ページをお開き願います。この結果、平成30年度は511万91円の純利益が生じております。

戻っていただきますが、3ページ、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の状況であります。資本的収入は、その他資本的収入4,307万724円であります。

次に、資本的支出は、建設改良費8万7,696円、企業債償還金2億8,997万7,281円、出資金返還金1,435万5,608円、国庫補助金返還金2,153万5,333円で、総額3億2,595万5,918円であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億8,288万5,194円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、8ページをお開き願います。剰余金処分計算書案であります。平成30年度末の未処分利益剰余金は5億2,071万1,966円で、その内訳は平成30年度の純利益511万91円、地方公営企業会計基準の見直しによる移行処理により生じた平成25年度以前の長期前受金収益化額等5億1,560万1,875円であります。

毎事業年度生じた利益の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、平成30年度の純利益511万91円を議会の議決を経て減債積立金に積み立てようとするものであります。

なお、会計基準の見直しにより生じた5億1,560万1,875円につきましては、従前資本剰余金に整理していた額の一部を利益剰余金に振りかえたものであり、現金としてあるものではありません。

13ページをお開き願います。水道用水供給事業の概況ですが、用水供給料金の低減等を図るため未稼働資産に係る企業債の借りかえを行っていましたが、平成30年度からこれを廃止し、新たな費用の発生を抑制しました。

また、天日乾燥床汚泥の処理処分については、これまでの知見を生かすことができ、順調な処理を継続しました。

水道用水の供給状況につきましては、奥州市内7カ所の受水池へ供給し、年間供給水量は385万2,036立方メートルで、平成29年度と比較して30万4,698立方メートルの増、年間総有収水量は379万674立方メートル、前年度比30万4,183立方メートルの増となっております。

以上の内容でございますが、何とぞ原案のとおりご議決及び認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（阿部加代子君） ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 営業費用の総係費にかかわるのではないかなと思うのですが、浄水場の3期、4期の計画見直しについて方向性を出した年だったというふうに思うのですが、次年度末までの通ったやつ、国と県との交渉が必要だというふうに思うのですけれども、どういう状況になっていたのか、お尋ねをいたします。

あわせて、本年度どういう取り組みになっているのかもお尋ねをします。

○議長（阿部加代子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 事業計画の見直しにつきましては、現在県及び国とは正式な協議には入ってございませんけれども、県のほうにはあらかじめお話をいたしまして協議に入る前段の部分というふうに捉えてございます。

今年度の取り組み内容といたしましては、構成市町のほうで現在使っております自己水源の状況について調査をしていただいております。その調査結果をもとにいたしまして、来年度になりますけれども、当組合が必要とされる供給水量の確定をさせたいというふうに思っておりますので、それをもって来年度以降、事業計画の見直しをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） そうしますと、具体的な協議はそれが済んでからということになるのですか。

○議長（阿部加代子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋喜代志君） 具体的な協議につきましては、水量が確定してからということでもございませんけれども、並行しながら県との協議、及び前段の協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（阿部加代子君） 9番今野裕文議員。

○9番（今野裕文君） 事業計画組んだ時点でやっぱり厚生労働省の申請というのは大きく影響しているし、これからも影響されると思うのですが、具体的に国との交渉に入れるめどというのはいつなのですか。

○議長（阿部加代子君） 千葉会計管理者兼水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君） 国との交渉に入るめど、いつごろの期間かというご質問ですけれども、先ほど事務局長がお話ししましたとおり、具体的には岩手県のほうと8月に一度相談をしておいて、その後に岩手県のほうから厚生労働省のほうへ出向いていただいて9月にご相談する形で進んでいたのですが、その間、その後の台風や自然災害が発生したことによりまして、岩手県と厚生労働省のお話し合いがまだなされていないという状況になってございます。今岩手県のほうで厚生労働省と日程調整をしている状況でございましたので、年度内には国と岩手県とで協議をしていただいて、当方と岩手県のほうでも協議できるものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって令和元年第2回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。一同ご起立願います。お疲れさまでした。

午後2時06分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年11月22日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 阿 部 加代子

1 1 番 千 葉 正 男

1 2 番 千 葉 和 美

